

第8期介護保険事業計画
取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）総括表

【評価目標一覧】

	タイトル (フェイスシートのタイトルと一致)	自己評価結果 (◎、○、△、×)	その他 (県に支援してほしいこと等)
目標1	1. 高齢者支援推進体制の充実	○	
目標2	2. 生きがい施策の推進	△	
目標3	3. 一般介護予防施策の推進	○	
目標4	4. 適切なサービス利用による自立 支援・重度化防止	◎	
目標5	5. 認知症総合支援策の推進	◎	
目標6	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支 援（地域共生）	○	
目標7	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支 援（医療連携）	△	
目標8	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支 援（権利擁護・居住安定）	○	
目標9	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支 援（災害や感染症に対する備えの 検討）	◎	

※設定した評価目標の数に応じて欄は適宜修正してください。

- ・ 「自己評価結果」欄は、目標に対する実施内容の達成状況について、「◎達成できた（数値目標があるものについては80%以上達成）、○概ね達成できた（同60～79%）、△達成はやや不十分（同30～59%）、×達成できなかった（同29%以下）」により記載してください。
- ・ 別紙様式1-2、1-3の作成にあたっては、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38頁～を参照してください。

タイトル	1. 高齢者支援推進体制の充実
------	-----------------

現状と課題

- (1) 介護保険法には、介護サービスを提供する目的を「その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう必要なサービスに係る給付を行う」と明記されており、その基本理念が置き去りにされている状況にある。持続可能な介護保険制度を目指し、引き続き、町民、医療介護等の関係職種、行政等介護保険に携わるすべての人が、「要介護状態の軽減又は悪化の防止」と「自立、健康の保持・増進」のためにサービスを利用することを理解する必要がある。
- (2) 平成 18 年度から地域包括支援センター業務を法人に委託し、役場B棟の福祉総合相談センター内と立川総合支所内の立川サブセンターの2カ所に設置されている。また、町保健師の派遣、第6期計画期間から機能強化のため他法人より職員の出向、第7期計画期間から生活支援コーディネーターを配置する等、地域の実情や課題を情報共有しながら運営にあたっているが、地域住民の高齢化の進展と複雑化・複合化した支援ニーズの増加により、より一層の機能強化が求められている。町内の居宅介護支援事業所へ実施したアンケート（以下「ケアマネアンケート」という。）でも、地域包括支援センターに期待する役割として個別事例への助言や支援の充実、地域や民生委員・児童委員等地域の関係者や事業所等とのネットワーク構築と連携強化、情報共有の充実が挙げられた。地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの中核機関として、その役割は更に重要となっている。

第8期における具体的な取組

- (1) 理念の周知徹底
 (2) 地域包括支援センターの機能強化

目標（事業内容、指標等）

- (1) ホームページや広報、パンフレット等の周知のための媒体の利用、また、指導や各種会合、介護申請時の機会を活用し、町民及び関係職種への介護保険法の基本理念の周知を行う。
- (2) ①地域包括支援センターの設置場所、職員体制等の変更がある場合は、町民サービスの低下とならないよう体制等も含め検討する。
 ②高齢者支援に携わる関係職種のネットワークの強化を図るとともに、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し居宅介護支援事業所等への支援に努める。
 ③地域ケア会議を通じて地域課題の把握を行い、関係機関と連携しながら課題解決に向けて実践的に対応するよう努める。
 ④適切な運営のため地域包括支援センターの評価を行い、見直し・改善を図りながら事業を展開する。
 ⑤福祉総合相談センターや関係機関等との協働により、高齢・障がい・子ども・生活困窮等包括的な相談に対応できるよう体制整備を図る。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 全国統一の「地域包括支援センターの事業評価」の活用による評価
 - ・ 町独自の評価表により自己評価し、不十分な事項については改善に向けた取組みについて検討をおこなう。
 - ・ 町と運営協議会においてその自己評価表を審査する。
 - ・ 地域包括支援センターの情報公表の確認（発行チラシ、町 HP、業務委託先法人 HP 及び包括 HP）

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度 R3

前期（中間見直し）

実施内容

- ・ 町民や関係職種への介護保険法の基本理念の周知
- ・ 自立支援型地域ケア会議の開催の際、介護保険法の理念について周知し、参加者の理解を促している。
- ・ 自立支援型地域ケア会議終了後に関係者で振り返りを実施し、自立支援・重度化防止について指導するとともに事例者の今後の方向性と地域課題について話し合いをしている。
- ・ 利用者が自立した生活を営むため、関係者が同じ方向で支援が出来るように、地域ケア会議推進事業として、介護支援専門員及びサービス事業所職員を対象に研修会を計画。
- ・ 更新申請通知に給付実績がない方には、更新手続きの検討を促す付箋をつけている。また、要支援で通所、訪問介護のみを利用している方に、事業対象者へ誘導するチラシを同封している。
- ・ 65歳到達者へ被保険者証送付時に、口腔・栄養に関するチラシを同封し、介護予防に向けた意識づけを図る取り組みを継続している。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会 1回開催
- ・ 全国統一の「地域包括支援センターの事業評価」を実施
- ・ 地域包括支援センター業務の洗い出し
- ・ 地域包括支援センター等庄内連絡会企画委員会 1回開催

自己評価結果

介護支援専門員やサービス提供事業所へ向けて自立支援、重度化防止という基本理念を周知しているが、サービス内容の改善には至っていない。受給者ではない第1号被保険者へ向けて、元気なうちから身体の健康状態を維持することの重要性（介護状態になると発生する経済的負担）を周知していく必要がある。

地域包括支援センターとの定期的な会合を行い、事業の実施について意見交換や情報交換を行った。

地域包括支援センター内の業務内容確認のため、業務の洗い出しを行い町と地域包括支援センターの意見交換の場を設け、業務改善につながるよう取組んだ。

地域包括支援センター等庄内連絡会当番町として、書面により企画委員会を開催し、研修会の実施方法や内容等について協議した。

課題と対応策

介護保険の理念に基づいたサービスを提供しようと努めているが、自立支援の観点に立って介護支援専門員及びサービス事業所職員の連携が出来ていない。自立支援、重度化防止という同じ目標に向かって関係者が一丸となって支援が出来るように研修会を開催し、支援していく。

地域包括支援センターの業務改善につなげるため、来年度予算に反映させることができるよう意見交換を継続する。

実施内容

- ・町民や関係職種への介護保険法の基本理念の周知。制度の周知に合わせ基本的理念の周知を図ることを目的とし、「庄内町高齢者保健福祉サービス」パンフレットを町内医療機関に配布設置した。
- ・自立支援型地域ケア会議の開催の際、介護保険法の理念及び自立支援・重度化防止の取組の重要性について周知し、参加者の理解を促している。
- ・自立支援型地域ケア会議終了後に関係者で振り返りを実施し、自立支援・重度化防止について指導するとともに事例者の今後の方向性及び地域課題について話し合いをしている。
- ・地域ケア会議推進事業研修会 1 回開催（介護支援専門員、サービス事業所、通所型サービス B 実施団体向け）
- ・更新申請通知に給付実績がない方には、更新手続きの検討を促す付箋をつけている。また要支援で通所・訪問介護のみを利用している方に、事業対象者へ誘導するチラシを同封している。
- ・65 歳到達者へ被保険者証送付時に、口腔・栄養に関するチラシを同封し、介護予防に向けて意識づけを図る取り組みを継続している。
- ・給付費実績通知発送（3 月）時、「介護保険の理念」を記載したチラシを同封した。
- ・地域包括支援センター運営協議会 1 回
- ・地域包括支援センター全国統一評価結果と町独自の評価を合わせて検討し、運営協議会にて審査した。
- ・地域包括支援センター等庄内連絡会 1 回

自己評価結果

介護施設等集団指導において、介護保険の基本理念について周知を図った。また、機会あるごとに自立支援、重度化防止の基本理念について、関係者で規範的統合を図った。また、自立支援型ケアマネジメントの進め方や目標の具体設定方法、リハビリ専門職の介入の仕方等、実践に活かせる支援方法を学ぶことができた。

地域包括支援センターの業務について、全国統一事業強化表の結果を活用し、町及び地域包括支援センターで未実施又は評価が低い事項についての改善を検討した。

地域包括支援センターの業務洗い出しにより次年度への予算に盛り込むことで解決できる事項等については予算計上した。

地域包括支援センター等庄内連絡会の研修を「地域共生社会を導く考え方」—地域包括支援センターと自治体における「自分」の役割—をテーマに行い、地域づくり関係部署も巻き込み地域包括ケアシステム構築に向け取り組んだ。

課題と対応策

自立支援の観点に立った適切なケアマネジメントを目指すよう、機会を捉えて介護支援専門員へ指導をしてはいるが、長年の考え方を変えるのは難しい。また、サービス提供事業者においても利用者の個別の状況に合わせたサービス提供にはなっていないのが現状である。今後は、利用者のニーズや目標に合わせた適切なケアマネジメントを行ったうえで、自立につながるサービスが提供できるように支援していく。

町民に対しては、認定申請受付時や給付適正化通知において理念を周知できるよう、相談時の対応について検討する必要がある。

令和 4 年度から町で実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」及び保

健福祉課内で実施する健康に関する事業についても一体的に実施することにより、「要介護状態の軽減又は悪化の防止」と「自立、健康の保持・増進」のためにサービスを利用することを理解に努める。

地域包括支援センターが実施する事業の進捗状況について町との定期的な会合の中で随時確認を行い等、業務の支援に当たる必要がある。

地域包括支援センターによる居宅介護事業所への支援については、居宅介護事業等連絡会の事務局的な役割を地域包括支援センターが担うことができるよう町も支援を行いながら、連携を深めたい。

介護現場の人材不足等の状況から、地域包括支援センターの機能強化のための他法人からの出向職員については今年度末をもって終了となる。委託先法人の人事異動により地域包括支援センターへの三職種の配置は確保されるものの、今後の人材確保・人材育成が課題となるため、町と委託先法人との十分な協議が必要となる。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	2. 生きがい施策の推進
------	--------------

現状と課題

- ・ 臨時的・短期的な就業または、軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、シルバー人材センターと連携し就労の機会につなげる。ニーズ調査結果では、27.0%の高齢者が収入のある仕事をしており、高齢になっても就労を続けている。
- ・ 令和2年に実施したニーズ調査結果では、地域活動への参加を希望する方は51.6%（平成29年調査66.4%）、お世話役としての参加を希望する方は30.4%（平成29年調査38.3%）であり、前回調査と比較して活動希望者が減少しており、生きがいのある人の割合についても減少していることが分かる。
- ・ 公民館や総合型地域スポーツクラブで開催される各種講座のほか、趣味のサークル活動等を通して高齢者の生きがいや健康増進につながっている。高齢者の学習・文化活動・交流の場として、さまざまなニーズを捉え、講座や教室等を継続して開催し、参加につなげることが重要。

第8期における具体的な取組

- ① 地域における就労のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行う。
- ② 地域の担い手を増やすため、講座の開催や意欲のある町民の活動を支援する。
- ③ 多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実に努める。

目標（事業内容、指標等）

- ・ 担い手養成講座の開催
- ・ 助け合い地域づくり勉強会の開催

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 講座開催回数
 - ・ 勉強会開催回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンや老人クラブの事業等への支援 ・フレイル予防等各種健康講座の実施（保健師） ・助け合いの地域づくり勉強会の開催 1回 ・担い手養成講座の開催 2回
自己評価結果
<p>地域のサロンや老人クラブへ生活支援コーディネーターが訪問し、地域資源の聞き取りなどを行っている。また、町の地区担当保健師が地域のサロン等の要望により、フレイル予防等の健康講座を実施している。</p> <p>ボランティアや地域で活動する人材の発掘と養成のため、助け合いの地域づくり勉強会と担い手養成講座を開催し、地域で活動することの重要性について理解を深めてもらった。</p> <p>住民から相談があった場合は、就労についてはシルバー人材センターと、趣味のサークル活動やスポーツの機会の提供については各学区地区公民館、総合型地域スポーツクラブや文化創造館と連携し、それぞれの機関を紹介している。</p>
課題と対応策
<p>コロナ禍の影響のため、令和3年度はサロンや集落へのいきいき百歳体操のプレゼンができず、新規の通いの場の立上げは難しかった。</p> <p>通いの場への参加も社会参加となり、運営の手伝いをするところから担い手につながる場合もあるため、担い手養成講座の開催と併せて通いの場の立上げ支援も積極的に行っていきたい。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンや老人クラブの事業等への支援 ・フレイル予防等各種健康講座の実施（保健師） ・生活支援サービスのトライアル事業への支援 1団体
自己評価結果
<p>地域のサロンや老人クラブへ生活支援コーディネーターが訪問し、地域資源の聞き取りなどを行っている。また、町の地区担当保健師が地域のサロン等の要望により、フレイル予防等の健康講座を実施している。</p> <p>生活支援サービスの実施を検討していた団体に対して、生活支援コーディネーターとともに、実施にあたってどのような準備が必要か、体制の在り方等への助言を行い、サービスのトライアルまで繋げた。</p> <p>令和2年度より開始した訪問型サービスBの実施団体について、利用者募集の周知チラシを回覧板で回覧するとともに、地域包括支援センターや介護支援専門員からの紹介もあり利用者が増えている。</p>

住民から相談があった場合は、就労についてはシルバー人材センターと、趣味のサークル活動やスポーツの機会の提供については各学区地区公民館、総合型地域スポーツクラブや文化創造館と連携し、それぞれの機関を紹介している。

課題と対応策

コロナ禍の終息については見通しが立たないため、住民主体による活動が途絶えない様、運営時の注意点等随時示していく必要がある。

令和3年度は、すでに指定管理を受けて運営していた余目第四学区の「和合の里を創る会」が、地域組織の中に生活支援サービスの構築を行った。余目第四学区の地域課題「買い物をする場所がない」等から解決策として構築に至ったものであり、令和4年度に町の学区地区公民館から移行する他のまちづくりセンターの地域課題解決の事例となると思われる。このような事例や全国で行われている課題解決策を情報共有するため、各まちづくりセンターの参考となるよう場の設定を行いたい。

すでに住民主体の活動を行っている団体については、担い手の不足も課題である。特に訪問型サービスB実施団体については、メンバーの周囲への呼びかけとともに、担い手募集のチラシを作成する等さらに周知が必要である。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ~を参照してください。

タイトル	3. 一般介護予防施策の推進
------	----------------

現状と課題				
<p>・各種事業の参加者の固定化や年代、性別に偏りが見られるなど、全体として健康づくり・介護予防の普及啓発は十分とは言えない状況。身近な場所で交流しながら継続して取り組めるよう、自助・互助を取り入れた介護予防活動の推進が重要。</p>				
第8期における具体的な取組				
<p>① 健康づくり・介護予防の推進 ② 身近な地域での自主的活動の推進 ③ 専門職種による支援 ④ 継続的な取組の推進</p>				
目標（事業内容、指標等）				
事業名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気アップ教室	参加人数（人）	4,100	4,300	4,500
健康教室	参加人数（人）	250	250	250
介護予防教室等	参加人数（人）	250	250	250
住民主体の通いの場	団体数	26	28	30
	参加人数（人）	450	500	550
リハ職派遣回数（回）		20	20	20
目標の評価方法				
<p>● 時点 <input checked="" type="checkbox"/> 中間見直しあり <input type="checkbox"/> 実績評価のみ</p> <p>● 評価の方法 ・ 各種教室の開催回数 ・ 住民主体の通いの場構築支援数 ・ リハビリ専門職の派遣回数</p>				

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロン、老人クラブ活動における健康づくり・介護予防講座を実施 ・地域づくりによる介護予防推進事業への支援 全団体へコロナ禍での開催時の留意点送付 ・一般介護予防元気アップ教室 参加延人数：ソラーナ 63 人、しゃんしゃん 1,205 人 ・元気でご長寿！介護予防教室の開催 参加人数：清川 8 人、立谷沢 10 人 ・地域リハビリテーション活動支援事業による専門職派遣 2 回 ・住民主体の通いの場（通年） 20 団体 225 人参加 ・コロナ禍での健康維持の外出応援事業 971 人へ商品券とマスクを配布
自己評価結果
<p>コロナ禍で通いの場の休止もあったものの、厚生労働省で作成した活動を安全に継続するためのチラシを全団体に送付し、感染予防を実施しながら継続できるよう促した。</p> <p>コロナの感染拡大のタイミングで休止期間はあったものの、委託団体において感染予防対策を取りながら元気アップ教室を開催した。各学区地区公民館と共催で行う介護予防教室は、清川・立谷沢地区の2か所で実施したが、他は感染予防のため実施されなかった。</p> <p>通所型サービスB実施団体の担い手の活動意識は高く、各団体それぞれに様々な活動を取り入れて実施しており、身近にある気軽に集える場として定着してきている。</p> <p>コロナ禍で外出や活動の機会が減ることにより、フレイル状態になる危険性が高まるため、令和3年地方創生臨時交付金事業を活用し、外出を促す「健康維持の外出応援事業」として、非課税世帯の75歳以上の高齢者に対し商品券とマスクを配布した。</p>
課題と対応策
<p>地域づくりによる介護予防実施団体や通所型サービスB実施団体は、コロナ禍の状況で実施してよいか判断に迷いながら継続している団体も多い。感染症予防対策に努め、活動を実施することができるよう、対策の周知は引き続き行っていく。また、参加者の固定化、コロナ禍による閉じこもりやフレイルを予防するため、参加していない方を参加させるような取り組みを検討する必要がある。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防元気アップ教室 参加延人数：ソラーナ 84 人、しゃんしゃん 1,405 人 ・地域づくりによる介護予防推進事業実施団体への支援 実施団体交流会 3 回 ・健康しょうないマイレージ事業商品券等の交付（参加団体 16 団体、交付延人数 159 人） ・地域リハビリテーション活動支援事業による専門職派遣 4 回
自己評価結果
<p>地域づくりによる介護予防実施団体の交流会では、コロナ禍のため、多目的屋内運動場のような広い会場で行い、日頃とは違う体操を楽しんでもらうことを目的として開催した。10月下旬の開催となり、予想より気温の低い日となってしまい参加者が少なかった。</p>

地域リハビリテーション活動支援事業では、コロナ禍のため、事業所や通いの場へのリハ職派遣が令和3年度についても出来なかった。

健康しょうないマイレージ事業実施により、通いの場参加への付加価値をつけることで、長期化するコロナ禍における通いの場への参加を促す一助となった。

住民主体によるサービス実施団体従事者研修会を検討していたが、コロナの感染拡大のタイミング等により実施できなかった。

課題と対応策

令和3年度は、コロナの感染状況を見ながらの事業実施となり、予定していた事業について見送りや中止も多く、思ったように事業ができない状況であった。

コロナ禍の影響のため、令和3年度はサロンや集落へのいきいき百歳体操のプレゼンができず、新規の通いの場の立上げは難しかった。令和4年度より開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で、サロンや集落へのいきいき百歳体操のプレゼンも実施していきたい。

通所型サービスB実施団体の送迎については、継続の課題であるため、安全に運行するためのポイント等の研修を行い、担い手の養成を行っていきたい。

地域づくりによる介護予防実施団体の交流会については、時期と内容の見直しや開催の可否について検討する。

地域づくりによる介護予防推進事業では、冬期間の会場までの交通とコロナ禍での活動の在り方が引き続きの課題である。コロナ禍での活動自粛を行った場合、再開の判断に苦慮する団体もある。閉じこもりにつながらないように、引き続き感染症対策の手法の周知等により、過度な自粛とならないようにする。

一般介護予防元気アップ教室については、参加できる対象者の範囲を拡大する等介護予防活動の推進を検討する。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル 4. 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止

現状と課題

- (1) 介護予防ケアマネジメントの質の向上について、自立支援型地域ケア会議を継続して開催してきたが、自立支援に資するプラン及びサービス提供を目指し、関係職種でより一層のスキルアップを図っていく必要がある。
- (2) 適切なサービス給付の実施について、利用者の状態にあった介護サービスを提供するためには、制度の周知・相談体制の充実が必要であり、利用者がより良いサービスを選択できるよう、介護サービス事業所に対し、国・県からの情報を定期的に提供していく必要がある。また、サービス利用者からの相談や苦情、事故等に適切に対応し、適正なサービス提供とその質の向上につなげるよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行っていかなければならない。町や地域包括支援センター、関係機関等と問題や情報の共有化を図り、連携を強化することで、介護サービスの全体的な向上を図る必要がある。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業においては、今後も高齢者世帯の増加が見込まれることから、地域のニーズに合わせ、通いの場、見守り、外出支援や買い物等の生活支援など、多様なサービスの拡充が必要である。
- (4) 介護給付適正化においては、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、適切なサービスの確保と費用の効率化をとおして持続可能な介護保険制度を目指し主要5事業等に取り組んできたが、引き続き適正な介護給付となるよう方策を講じながら取り組む必要がある。
- (5) 介護人材の確保について、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要となっている。また、業務の効率化及び質の向上は、介護現場のイメージ刷新と負担軽減につながることから、県と連携し各事業所へ情報を提供しながら、業務効率化及び質の向上に関する取組を支援していく必要がある。

第8期における具体的な取組

- (1) 介護予防ケアマネジメントの質の向上
- (2) 適正なサービス給付の実施
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 介護給付の適正化
- (5) 介護人材確保・資質向上・業務効率化

目標（事業内容、指標等）

- ① 自立支援型地域ケア会議 事例検討件数 R3:30件、R4:30件、R5:30件
研修会 R3:2回、R4:2回、R5:2回
- ② 実地指導（運営指導）事業所数 R3:6件、R4:6件、R5:5件
- ③ 認定調査の事後点検 毎年度、全件実施
- ④ 業務分析データの確認 （半年分毎）2回/年
- ⑤ ケアプラン点検 実地指導時 R3:24件、R4:24件、R5:20件

面談による点検 R3:12件、R4:12件、R5:12件
地域ケア会議 R3:11回、R4:11回、R5:11回

- ⑥ 住宅改修審査会での公開審査 毎年度1回
- ⑦ 福祉用具、住宅改修の現地確認 毎年度1回
- ⑧ 縦覧点検、医療情報との突合データの確認 毎月実施
- ⑨ 給付実績通知送付 年1回
- ⑩ 介護人材確保に関する情報交換会 R3:2回、R4:2回、R5:2回
// PR事業 R3:1回、R4:1回、R5:1回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 業務分析データの確認回数
 - ・ ケアプラン点検 実地指導、地域ケア会議での点検件数
 - ・ 住宅改修審査会開催回数
 - ・ 給付実績通知送付回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援型地域ケア会議開催数 5回、事例検討数 13件 ・ 面談によるケアプラン点検 6件（うちケアプラン更新後の面談指導1件） ・ ケアプラン点検の実施報告 ・ 実地指導 指導事業者数 4事業所 ・ 認定調査の事後点検 全件実施 ・ 要介護認定適正化事業（業務分析データ）の確認 1回（R2.4.1～R2.9.30申請まで分） ・ 実地指導におけるプラン点検 4事業所、6件 ・ 縦覧点検、医療情報との突合 毎月実施 ・ 介護人材確保に関する情報交換会 開催数 1回
自己評価結果
<p>自立支援型地域ケア会議によるプラン点検は、町内居宅介護支援事業所等の全ての介護支援専門員が年に1回点検を受けられるように計画を立て、実施している。会議で出された助言を受け、会議終了後に振り返りを行い、その後の対応について検討している。</p> <p>面談によるケアプラン点検では、自立支援型のケアマネジメントを浸透させることで、適切なサービス利用となるよう点検することができた。実施にあたり、町内の主任介護支援専門員に点検者として協力を求め、1名から協力をいただいた。また、前年度プラン点検を実施して見えた課題について、説明会を開催し周知を行った。</p> <p>実地指導でのケアプラン点検では、事前提出資料及び現地でケース記録簿によりケアプランに沿ったサービスを提供していることを確認し、また、自立支援・重度化防止に向け適切なサービスを行っているかを確認した。</p> <p>介護給付適正化では、認定調査の事後点検は、全件読み込み・確認した。業務分析データを活用し、調査項目の選択が全国や県と比較して大きく乖離していないか確認した。国保連からの縦覧点検データで軽度者用具貸与、半数超えショート、GH入所者認知度等を確認した。</p> <p>介護人材確保に関する情報交換会では、町内各事業所の施設長や管理者が集まり、各事業所の近況の雇用状況や定着と離職防止の工夫等の情報交換をとおして、地域全体の課題や好事例を共有化できた。</p>
課題と対応策
<p>プラン点検はより自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、継続して研修会を開催する。またチェックシートやマニュアルの作成を検討するとともに、様々な方法で検証を行っていく。</p> <p>認定調査の事後点検は、調査項目の均一化、個々の調査員のスキルアップを図るために引き続き行っていく。</p> <p>地域の介護人材の不足は、近年全国的な課題となっている。今後もサービス基盤の安定のために、町と各事業者、関係機関と連携し、人材確保に努めなければならない。</p>

後期（実績評価）

実施内容

- ・ 自立支援型地域ケア会議開催数 4回、事例検討数 10件 研修会開催数 1回
- ・ 面談によるケアプラン点検 6件（うちケアプラン更新後の面談指導2件）
- ・ 実地指導 指導事業者数 1事業所
- ・ 認定調査の事後点検 全件実施
- ・ 要介護認定適正化事業（業務分析データ）の確認 1回（R2.10.1～R3.3.31申請まで分）
- ・ 実地指導におけるプラン点検 1事業所、6件
- ・ 住宅改修審査会を公開で研修会として実施 1回
- ・ 縦覧点検・医療情報との突合 毎月実施
- ・ 給付実績通知送付（R3.1～12月利用分、1回、1,587件）
- ・ ケアプラン研修会の開催 1回

自己評価結果

実地指導でのケアプラン点検では、事前提出資料及び現地でケース記録簿によりケアプランに沿ったサービスを提供していることを確認し、また、自立支援・重度化防止に向け適切なサービスを行っているかを確認した。さらに、事業所内で研修等を行い業務の統一化を図ることが望ましいことを指導した。

介護給付の適正化では、前期と同様の確認を行った。また、住宅改修審査会では従来の事後審査に加え、審査員の作業療法士による「住まいでの転倒事故をどう減らすか リハビリと福祉住環境コーディネーターの視点から」の講義をいただき、参加者からは好評だった。福祉用具、住宅改修の現地確認を計画したが、コロナの拡大のため実施できなかった。

給付実績通知を送付し、利用者負担額だけでなく実際に介護保険から給付された金額を通知した。また、給付費は被保険者の介護保険料から賄われていることをお知らせし、適切なサービス利用を呼び掛けることができた。

例年10月に開催するしょうない秋まつりはコロナ禍により開催中止となったため、ブース出展による介護人材確保にかかるPR事業はできなかった。

「利用者を知り利用者が自身を知るために～令和3年度ケアプラン点検を実施して～」と題して、点検の協力者を講師にケアプラン研修会を開催した。ケアプラン点検で見られた課題に対応した内容となり、参加者にとって有意義な研修となった。

課題と対応策

自立支援型地域ケア会議の開催については、町内の居宅介護支援事業所等に在籍する全ての介護支援専門員が参加できるよう計画してきたが、参加者の負担が聞かれており、開催側としても人員体制に課題があるため、開催回数や参加方法を見直し開催していく。

プラン点検はより自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、継続して研修会を開催する。またチェックシートやマニュアルの作成を検討するとともに、様々な方法で検証を行っていく。

認定調査の事後点検は、調査項目の均一化、個々の調査員のスキルアップを図るために引き続き行っていく。

給付実績通知送付を引き続き実施し、適切なサービス利用をさらに呼び掛けていく。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル	5. 認知症総合支援策の推進
------	----------------

現状と課題

庄内町の要介護認定を受けている認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数は、令和2年4月1日現在1,052人で、第7期計画策定時の1,111人に比べて減少しているが、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合は、全国平均が15.0%であるのに対し本町は27.4%であり、かなり高い状況にある。介護者からは、認知症の対応に苦慮しているとの声が聴かれるほか、認知症の理解が不十分なことから虐待につながるケースも見受けられた。

認知症の方の意思が尊重され、認知症高齢者や家族が安心して暮らし続けられるよう、引き続き、国の認知症施策推進大綱を踏まえながら、認知症施策を推進していく。

第8期における具体的な取組

- ① 認知症の理解を深める取組
- ② 認知症の予防の取組
- ③ 適切な医療・介護サービスの提供
- ④ 認知症高齢者や家族を支援する取組
- ⑤ 地域での見守りの取組

目標（事業内容、指標等）

- ・ 認知症普及啓発に係る広報活動（ケアパス・講演会） 1回
- ・ 徘徊声かけ訓練の実施 1回
- ・ 認知症カフェの開催 年12回
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者数 R3 400人、R4 430人、R5 450人
- ・ 家族介護者交流会 1回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 事業回数、または参加人数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度 R3

前期（中間見直し）

実施内容

- ・徘徊声かけ訓練の実施 1回
- ・小中学校及び徘徊声かけ訓練での認知症サポーター養成講座の実施 3回 212人参加
- ・認知症カフェ 5回 40人参加
- ・認知症初期集中支援チーム対応マニュアルの改訂
- ・認知症ステップアップ講座へ町民の参加 3名
- ・徘徊高齢者事前登録事業への登録 随時

自己評価結果

徘徊声かけ訓練を第二学区で開催し、参加者の認知症高齢者への対応の方法ややまがた110など認知症による徘徊高齢者を見守る体制について、啓発を図ることができた。

地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が余目と立川に配置され、認知症カフェや物忘れ相談会を開催している。参加人数は少ないながらも、認知症の方を介護する家族の参加があり、相談や情報交換等を行い、大変有意義なカフェとなった。

認知症初期集中支援チーム対応マニュアルの内容を見直し、適正な内容に修正した。

認知症ステップアップ講座へ町民が参加し、キャラバンメイトの広がりが見える。

課題と対応策

徘徊声かけ訓練は、認知症の方への接し方や声のかけ方を体験で学ぶことができ、認知症への正しい理解を促す参加型研修として良い機会となっている。各地域での理解を広めるため、着実に実施していき、自治会長、民生委員等だけでなく、町民の方の参加を広く呼び掛けていく必要がある。認知症サポーター養成講座などを引き続き実施し、認知症の理解を広める必要がある。認知症ステップアップ講座へ町民からの参加があったが、今後のチームオレンジ設置の検討も含め、認知症キャラバンメイトの活躍の場が必要。

後期（実績評価）

実施内容

- ・認知症の啓発記事の広報掲載 1回
- ・小中学校で認知症サポーター養成講座の実施 1回 35人参加
- ・認知症カフェの開催 3回 29人参加 物忘れ相談会 1回 3人参加
- ・認知症講演会の開催 一般町民 37人参加、介護事業所等 4人オンライン参加
- ・認知症初期集中支援チーム員会議 1回、認知症地域支援推進員の打合せ会 1回
- ・徘徊高齢者登録事業におけるどこシル伝言板の運用開始
- ・介護教室・家族介護者交流会 15人
- ・徘徊高齢者事前登録事業への登録 随時

自己評価結果

認知症と物忘れの違いについて、広報に記事を掲載した。

認知症サポーター養成講座について、後期は1箇所での開催となった。開催には至らなかったが、成人向けの講座開催に向け、商工会に訪問し、開催に向けて検討はいただくこ

とはできた。

山容病院の小林院長を講師に、認知症講演会を開催した。オンラインを活用したハイブリッド型の講演となったが、町民の参加もあり、一般の方にも啓発するよい機会となった。

認知症カフェについては、医療機関と共同で開催する予定だったが、コロナ禍のため協力を得ることができなかった。また、コロナのためにカフェの開催を自粛したため、参加者数が減少した。

徘徊高齢者登録事業については、これまで徘徊高齢者の情報を町の台帳に登録し、警察や民生委員などに情報共有してきたが、どこシル伝言板の運用を開始したことで、見守り体制の強化につながった。

家族介護者交流会については、介護教室とあわせて開催し介護者の介護疲れ解消を図るために実施しており、好評を得ている。

課題と対応策

認知症サポーター養成講座の開催について、小中学校での開催は、新型コロナウイルス感染症の影響や学校側の行事の関係もあり、受け入れられない学校もあったが、今後も理解を深めてもらうため、引き続き働きかけを行っていく必要がある。また、地域での理解を深めるためには、成人の認知症に対する理解が必要となるため、職域などでの成人向けの講座が開催されるよう、今後も働きかけが必要。

どこシル伝言板の運用を開始したが、見守りシールの配布は希望者のみとしており、配布枚数は低調である。見守りシールの有効性を伝えることや登録する内容の重要性を伝え、体制強化につなげていく。

認知症の理解不足を原因とする虐待や地域での孤立ケースもまだまだ多くみられることから、より多くの方が認知症への理解を深めることができるように事業を展開する必要がある。

- ・認知症サポーター養成講座については、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される業種などへ働きかけるなどし、対象を拡大する。
- ・認知症カフェの認知度がまだ低いため、一層の周知に努めながら定期的開催し、相談しやすい環境づくりを行う。物忘れ相談会の開催が受け身であったため、訪問なども検討する必要がある。
- ・認知症サポーターが自主的な活動ができるよう支援を行うとともに、認知症の人本人からの発信の場を設定し、本人の意見や視点を把握するよう努める。
- ・認知症の容態に応じて適切な医療・介護サービスが受けられるよう、認知症地域支援推進員を中心として、地域包括支援センターや地域の医療機関等との連携づくりを推進するとともに、認知症初期集中支援チームが効果的に機能し、適切な対応が図られるよう向上策を検討する。
- ・一般介護予防事業等と連携し、認知症の予防に資する通いの場を拡充するとともに、ケアパスや講演会、各種講座を通して認知症予防の知識についての普及啓発を行う。
- ・認知症地域支援推進員を包括以外にも配置。事業所の業務と認知症地域支援推進員の業務の折り合いをつけ認知症施策の推進が図れるよう調整が必要。また、推進員間の連携が図れなかったため、情報共有することにより連携を図っていく。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（地域共生）
------	--------------------------

現状と課題

- (1) 庄内町地域包括支援センターを含めた「庄内町福祉総合相談センター」が役場B棟に設置され、障がい者とひきこもり相談、生活困窮者等、総合的な相談体制が整備された。立川地域は、立川サブセンターが関係部署に相談をつなぐ等、総合的な相談窓口の役割を担っている。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、関係機関より委員を参集し、生活支援協議体会議を開催した。また、庁内でも他部署と連携して庁内推進検討会議を開催し、高齢者生活支援について課題を共有した。
- 地域の支え合いの体制が構築されるよう、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、地域の実態把握や支え合い活動の普及を実施した。高齢者の生活支援の課題に対して、住民自身による自助・互助が果たされるよう、担い手養成講座等を開催し、住民主体によるサービス実施団体の立ち上げを支援した。
- 構築された体制を継続することや不足するサービスを創出するためには、新たな地域の担い手の発掘が必要。また、地域ごとに課題が異なるため、地域に根差した取組が必要。

第8期における具体的な取組

- (1) 本人・世帯の属性に関わらず、子育て支援・福祉の相談支援関連部署と連携を図りながら、断らない相談支援を行う。
- 本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら就労支援・居住支援等により、社会とのつながりを回復できるよう支援する。
- 地域における交流や活躍の機会と役割を見いだせるよう支援を行い、「支える側」「支えられる側」という枠を超え、日頃から地域の中での支え合いや見守りができるように支援する。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、生活支援協議体会議や庁内推進検討会議により関係機関や他課との連携に努める。
- 生活支援協議体については、地域に根差した取組を行う。
- 地域の担い手発掘や地域の支え合いの活動を啓発するため、担い手養成講座等を開催する。
- 住民主体によるサービス実施団体が円滑に活動できるようトライアル事業の実施等の団体構築に向けた支援を行う。
- 地域のニーズ、地域資源を把握し、必要なサービスの創出や施策につなげる。

目標（事業内容、指標等）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 生活支援協議体会議 | R3：4回、R4：4回、R5：4回 |
| ② 生活支援コーディネーター配置数 | R3：2人、R4：2人、R5：2人 |
| ③ 担い手養成講座 | R3：2回、R4：2回、R5：2回 |

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 生活支援協議体会議開催数
 - ・ 生活支援コーディネーター配置数
 - ・ 担い手養成講座開催数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 助け合いの地域づくり勉強会の開催 1回 ・ 担い手養成講座の開催 2回 ・ 生活支援コーディネーター配置 2人 ・ 生活支援協議体会議 1回
自己評価結果
<p>生活支援コーディネーターが企画する助け合いの地域づくり勉強会にて、住民主体による地域の支え合い活動の重要性について講話を行い、担い手養成講座への参加につながった。担い手養成講座では、庄内地域ですでに生活支援サービスを行う団体の事例発表等を聞き、自分が実際にできることは何かを検討するグループワークを行った。講座には、実際に生活支援サービスの実施を検討している団体のメンバーの参加があり、自分たちがどの程度までの活動ができるのかを考える一助となった。</p> <p>住民からの相談対応については、庁内の関係課と福祉総合相談センターと連携しながら、相談内容に合わせて対応している。</p>
課題と対応策
<p>令和3年度は、助け合いの地域づくり勉強会を立川地域で、担い手養成講座を余目第四学区で行った。依然として立川地域での動きが見えないことから、令和4年度に町の学区地区公民館から移行するまちづくりセンターとの協働も視野に取り組んでいきたい。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステム構築推進庁内検討会議 1回 ・ 生活支援コーディネーター配置 2人 ・ 生活支援サービスのトライアル事業への支援 1団体
自己評価結果
<p>住民からの相談対応については、庁内の関係課と福祉総合相談センターと連携しながら、相談内容に合わせて対応している。</p> <p>生活支援サービスの実施を検討していた団体に対して、生活支援コーディネーターとともに、実施にあたってどのような準備が必要か、体制の在り方等への助言を行い、サービスのトライアルまで繋げた。</p> <p>生活支援協議体会議は、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大予防により開催できなかったことと、メンバーも数人変更があったため、改めて生活支援協議体の説明を行い、コロナ禍での各団体の動きの情報共有を行った。令和4年度に町の学区地区公民館から移行するまちづくりセンターを第2層協議体として位置付けたいことと本会議との連携を見据えて検討している旨を説明した。</p> <p>地域包括ケアシステム構築庁内推進検討会議は、令和4年度に町の学区地区公民館から移行するまちづくりセンターに向けて、地域でできることを地域で行ってもらう重要性を</p>

説明した。

地域包括支援センター等庄内連絡会の研修会として、「地域共生社会を導く考え方—地域包括支援センターと自治体における「自分」の役割—」と題して東北公益文科大学の鎌田剛准教授より講演いただいた。2市3町の地域包括支援センター、庁内関係部署職員及びまちづくりセンターへの移行の準備に当たっていた集落支援員より参加いただき、地域共生社会の考え方や発想について学んだ。

地域での支え合い活動で行われる移動支援について、推進していくためにはタクシー業界との連携や一定の理解を得ることも必要であるため、公共交通担当部署が町内のタクシー会社を集めて打合せを行う機会に時間をいただき、地域での支え合い活動の必要性や現在町内で行われている活動について説明を行った。

課題と対応策

生活支援協議体は、メンバーが安定しないことで会議が最初に戻ってしまわないよう団体に持ち帰ってからの情報共有の徹底が必要である。地域共生社会の実現については、庁内他部署や町内の様々な団体との連携が不可欠となるため、地域課題、体制づくりや課題への解決策について、生活支援協議体会議と地域包括ケアシステム構築推進庁内検討会議をうまく活用していきたい。

地域での支え合い活動で行われる移動支援について町内のタクシー会社へ説明を行ったところ、現状について理解は得られたものの、やはりそのような活動が増加することは受け入れ難いとの意見をいただいた。全国及び周辺自治体でタクシー会社との折り合いが難しい事例は聞いていたが、今回町内の業者から初めてそのような意見を聞くことができた。地域の支え合い活動を進める際には、今後もタクシー会社への説明も丁寧に行っていく必要がある。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（医療連携）
------	--------------------------

現状と課題

毎年度、医療と介護の関係者等が、多職種連携スキルアップ研修会を通じて情報共有しながら相互の役割と理解を深めることができた。

ニーズ調査では、「延命治療を望まない」「どちらかという望まない」と回答した方が7割を占め、「最期をどこで迎えたいか」には、「自宅」と回答した方が約半数でした。本人や家族が望む在宅医療と介護について選択できるよう、広く周知する必要がある。

本町は医療圏が北庄内と南庄内の広域にわたるが、県の推進施策のもと関係市町村やそれぞれの関係機関と地域の課題を共有しながら、今後も連携強化を図る必要がある。

第8期における具体的な取組

- ・住民や医療・介護関係者等が在宅医療と介護の理解を深めるとともに、知識の習得と情報共有ができるよう、今後も研修やセミナーの開催を行う。
- ・在宅療養を必要とする人が適切なサービスを選択できるよう、ホームページや広報等で情報を広く周知する。
- ・北庄内・南庄内それぞれの医師会の連携拠点や県・関係市町村と、医療・介護の協働・連携を図る。
- ・看取りや終活の啓発に加え、今後も増加している認知症に関する認知症施策と連携した取組を進める。

目標（事業内容、指標等）

- ① 町民向けセミナーの開催
- ② 在宅医療の啓発活動
- ③ 多職種連携スキルアップ研修会の開催
- ④ 関係機関との連携

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 町民向けセミナー参加者数
 - ・ 在宅医療啓発チラシ配布
 - ・ 多職種連携スキルアップ研修会の参加者数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町 HP と庄内町高齢者福祉サービスパンフレットに医療機関及び薬局等の情報掲載 ・ 在宅医療・介護連携支援室ポンテの運営会議 出席 1 回 ・ 北庄内の在宅医療介護連携様式に一部修正があり、町内介護事業所へデータ送信
自己評価結果
<p>ポンテ運営会議に出席し、各種研修や連携様式の検討など、北庄内の在宅医療・介護連携の情報共有と共通認識を持つことができた。</p>
課題と対応策
<p>コロナ禍のため、住民を含めて今後の研修会や会議の開催方法を検討する必要がある。広域的にも医療・介護連携が必要であり、ポンテの運営会議で酒田市・遊佐町と情報共有できたことは有意義だった。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループ会議 1 回 ・ 在宅医療・介護連携支援室ポンテ運営会議 出席 1 回 ・ 庄内総合支庁実施の食支援に関するアンケート協力 1 回 ・ 在宅医療・介護連携のパンフレットを発行（広報折込）
自己評価結果
<p>ワーキンググループ会議を開催し、在宅医療・介護連携のパンフレットの素案や多職種勉強会の内容について、意見を交わすことができた。</p> <p>庄内総合支庁より食支援に関するアンケートに協力し、居宅支援介護専門員等を経由してアンケートを実施。</p> <p>在宅医療・介護連携のパンフレットを発行し、町広報に折込み周知することができた。</p>
課題と対応策
<p>多職種連携スキルアップ研修会の開催に向けて調整したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催することはできなかった。調整した内容で翌年度開催する。</p> <p>今後も地域住民の在宅での看取りの不安や迷いに対し、訪問診療、訪問看護ステーションの役割なども普及していかなければならない。</p> <p>近隣の救急病院は比較的整備されているが、医師の高齢化、24 時間対応の在宅医療を支える医師が少ない。広域での取組みがますます重要になると考えられることから、医療と介護の関係者の連携を今後も継続していく必要がある。</p>

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（権利擁護・居住安定）
------	-------------------------------

現状と課題

高齢者虐待の被虐待者は圧倒的に女性が多く、75歳以上の後期高齢者が多い状況です。虐待者は息子が最も多く、次いで夫、その他（孫など）の順になります。また、虐待の種類としては、身体的虐待が全体の半数を占めており、次いで心理的虐待、経済的虐待と続きます。虐待者の介護疲れ・ストレスや認知症等の理解不足が主な発生要因と考えられ、疾患や認知症の正しい理解や介護知識の習得、介護者の負担軽減のほか問題が深刻化する前に早期に発見する体制の整備が必要となっています。

成年後見制度について、本人や親族による申立がされる見込みがない場合は、町長申立により成年後見人を選定している。また、生活保護等の資力が無く、費用負担が困難な場合は、成年後見制度支援事業により支援を行っている。

成年後見制度の認知度の低さや複雑さから制度の利用が進んでいない状況にあり、町内の専門職不足や体制整備について課題がある。

多様な課題を抱える高齢者の増加に伴い、見守り支援が必要なケースや保証人や緊急連絡体制の確保が困難なケースも増加傾向にあり、住まいの確保が難しい状況にある。高齢者独居や高齢者世帯の増加、介護者の就労により入所のニーズがあり、特別養護老人ホームのほか有料老人ホームの利用が増えている。施設整備は、現状の介護サービスの需要を考慮し、協議していく必要があります。

第8期における具体的な取組

(1) (虐待防止対策の推進)

今後も町民への相談窓口の周知など普及啓発の取組を推進する。

主たる養護者の悩みを聞く相談機会の確保や負担軽減の取組など他施策と連携して虐待防止に努める。

再発の防止に向け、養介護施設も含め、虐待者に対する相談や指導、助言を継続して行いながら、高齢者見守りネットワーク連絡会議を効果的に活用し、関係機関と連携を強化する。

(成年後見制度の利用促進)

成年後見制度の利用促進のため、ホームページや広報等により周知する。

市民後見制度の啓発に努める。

成年後見制度市町村基本計画の策定や中核機関の設立に向け、関係機関と連携して取り組む。

(2) (住宅確保)

高齢者の居住の場を安定的に確保するため、ニーズに対して適切に供給される環境づくりに取り組む

民間賃貸住宅の確保が困難な方を支援するため、事業者と連携しながら賃貸住宅の物件探しをサポートすることを検討する

生活困窮者への情報提供を継続する。

目標（事業内容、指標等）

- ・ 高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議の開催 年 1 回
- ・ 虐待高齢者モニタリング会議の開催 年 4 回
- ・ 虐待受理会議 随時
- ・ 権利擁護勉強会の開催 年 1 回
- ・ 高齢者虐待及び成年後見制度に係る広報活動（ホームページ掲載、広報への記事掲載）
- ・ 成年後見制度市町村基本計画の策定
- ・ 市民後見制度の啓発

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ モニタリング会議の開催回数
 - ・ 関係機関との情報共有のための研修会開催回数
 - ・ 広報への掲載回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待高齢者モニタリング会議 2回 ・虐待受理会議 7回 ・高齢者福祉サービス冊子へ掲載（高齢者虐待、成年後見制度）
自己評価結果
<p>虐待通報時に、緊急保護入院等に結びついていた事例については、事実確認まで時間がかかることがあったが、通報受理から速やかに対応することができた。</p> <p>被虐待者ではなく、虐待者に精神疾患が見られる事例もあり、地区担当保健師と連携して対応することができた。</p> <p>令和3年度より高齢者福祉サービス冊子へ、成年後見制度に関する内容を掲載し、制度の周知を図った。</p>
課題と対応策
<p>身体的虐待については、警察のDV案件とも関連するため連携して事実確認をしていく必要がある。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待高齢者モニタリング会議 2回 ・高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議 1回 ・虐待受理会議 10回 権利擁護勉強会の開催 1回 ・成年後見制度市町村基本計画の策定 ・広報への記事掲載（高齢者虐待、成年後見制度）
自己評価結果
<p>自殺事例と関連した事例が2事例あり、自殺対策の支援のため保健師と連携を図った。</p> <p>地域包括支援センターが主催する権利擁護勉強会において、公証役場を講師に、任意後見制度や遺言等の終活に向けた講演をいただき、民生委員や介護事業所への制度の周知が図られた。</p> <p>高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議を開催し、町内の高齢者虐待の状況について、情報を共有し、虐待の背景について考察を示した。関係者と意見交換を行い、情報共有が図られている。</p> <p>第3期庄内町地域福祉計画の策定に伴い、成年後見制度市町村基本計画の内容を計画に盛り込むことで、成年後見制度市町村基本計画の策定を行った。</p>

課題と対応策

高齢者虐待について、モニタリング期間中に亡くなってしまった事例が2事例あった。介護放棄による虐待案件は、被虐待者である高齢者がかなり衰弱した状況で発見される。コロナ禍において、訪問活動をしづらい状況から、民生委員等の見守り活動も十分に行われていない状況にあるが、地域の見守り活動を充実させるため、町民への啓発により、高齢者虐待への意識を高める必要がある。

複合的な要因が絡んでいる事例が多く見られ、どの範囲まで高齢者虐待として支援すべきか対応に苦慮することもあるため、相談機関との連携が必要。

権利擁護に関連する制度については、仕組みが複雑で理解が進んでいない。制度に対する町民の需要を確認する必要があるため、ニーズ調査等で確認する。

高齢者の居住安定について、親族関係の希薄化や身寄りのない高齢者は保証人がいないため、賃貸住宅などを利用できないことが想定されるが、実態把握がされていないため、今後関係機関と連携を図り、対応策を検討する必要がある。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（災害や感染症に対する備えの検討）
------	-------------------------------------

現状と課題
<p>災害対策については、各事業所の計画の定期的な内容更新と災害を想定した避難訓練の実施に向けて、定期的に確認する必要がある。</p> <p>感染症対策については、感染症発生時に備え必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておく必要がある。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであることから、感染症発生時においてもサービスを継続する必要がある。</p>
第8期における具体的な取組
<p>① 介護事業所等と連携し、防災及び感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の取組を支援する。</p> <p>② 災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援していく。</p> <p>③ 県及び町、関係団体等が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための取組を推進する。</p>
目標（事業内容、指標等）
<p>① 各事業所等の防災及び感染症対策に係る取組状況の確認、及びその助言等を行う。</p> <p>② 各事業所等の災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認、及びその助言等を行う。</p> <p>③ 県及び町、関係団体等が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための情報提供、及びその助言等を行う。</p>
目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 中間見直しあり <input type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ①及び② 実地指導及び事業所訪問時、その他調査等により、各事業所等の取組状況の確認 ③ 町からの情報提供及び構築状況の確認

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R3
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<p>①、② 防災及び感染症対策に係る取組状況、災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所 8事業所（運営推進会議）（うち1事業所コロナ禍により未開催） ・実地指導 4事業所 <p>③ 災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための情報提供等</p>
自己評価結果
<p>防災及び感染症対策に係る取組状況は、地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議にて、避難訓練等の実施及び内容を確認した。また、実地指導においては、業務継続計画やマニュアルの確認、従事者に対する研修、訓練状況等を確認した。</p> <p>令和3年5月には、コロナ臨時特例交付金を活用し、各事業所に対し感染症対策に係る必要物資を町から支援した。</p> <p>令和3年8月には、町内介護事業所の施設長・管理者等を対象とした情報交換会を開催し、災害・感染症発生時の支援・応援体制のための意見交換等を行った。</p>
課題と対応策
<p>聞き取りにおいて、感染症に対応した訓練、災害内容、時間帯を変える等より実効性のある訓練を行っている事業所があり、好事例として周知していきたい。業務継続計画や各マニュアルの作成は、現に新型コロナウイルスが他施設内で集団感染している事例があることから、各事業所に対し、計画等の作成は早期に行うよう指導するとともに、従事者への周知、研修及び避難訓練を実施するよう指導していく。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<p>①、② 防災及び感染症対策に係る取組状況、災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所 8事業所（運営推進会議） ・実地指導 1事業所 <p>③ 災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための情報提供等</p>
自己評価結果
<p>防災及び感染症対策に係る取組状況は、地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議にて、避難訓練等の実施及び内容を確認した。また、実地指導においては、業務継続計画やマニュアルの確認、従事者に対する研修、訓練状況等を確認した。</p>
課題と対応策
<p>業務継続計画やマニュアル等の作成に未着手の事業所もあったことから、計画等の作成は早期に行うよう指導するとともに、従事者への周知、研修及び避難訓練を実施するよう指導していく。</p>